

就学支援金に関する保護者負担軽減について

保護者の経済的負担を軽減するため、国及び県による各種の補助制度があります。

就学支援金制度

- 名称:
高等学校等就学支援金
- 支給金額:
最大 33,000円※(当校)

授業料に充てるための就学支援金を支給し、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与

納付金軽減制度

- 名称:
私立高等学校等納付金軽減補助
- 軽減金額:
上限額 9,900円

経済的な理由により就学困難な世帯の児童生徒が安心して学校生活を送れるように設けた制度

奨学給付金制度

- 名称:
高校生等奨学給付金
- 軽減金額:
上限額 150,000円

授業料以外の教育に必要な経費を支給(教科書費等)

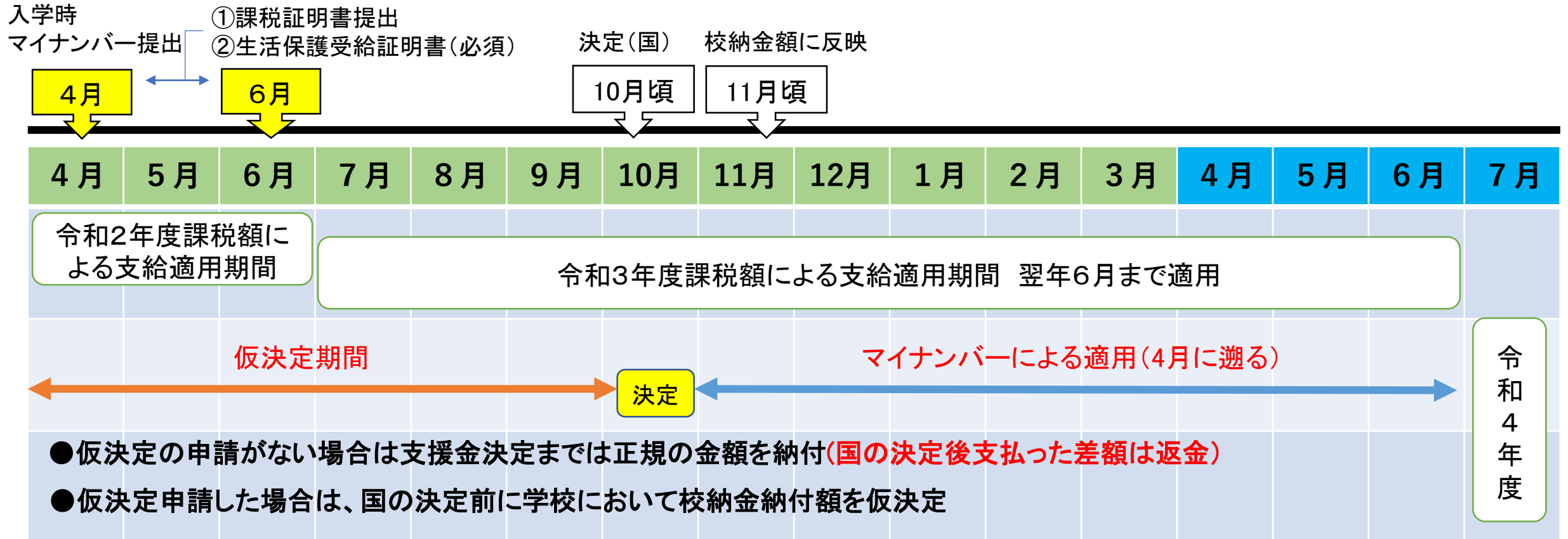
各制度概要 ①

	就学支援金	納付金軽減	奨学給付金
主管	国(県)	福岡県(福岡市)	福岡県(福岡市)
概要	「経済的負担の軽減と教育の実質的な機会均等」を目的	経済的に就学困難な世帯の児童生徒学校生活を支援	授業料以外の教育に必要な経費を支給(教科書費等)
対象者	①生活保護受給世帯 ②年収910万円以下 ※両親、高校生、中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安	①生活保護受給世帯 ②非課税世帯 ③国民年金納付免除者 ④児童扶養手当受給者 ⑤弟妹が就学援助あり ⑥児童福祉施設入居者 ⑦その他	①生活保護受給世帯 ②非課税世帯で条件に該当する者 ※7月1日に在学する者が対象
支給・軽減額等	9,900円～31,500円 (// ~33,000円=国際科) ※収入により支給額が異なる。	上限 9,900円 ※	①生活保護受給世帯 年額 52,600円 ②非課税世帯 年額129,600円又は 150,000円

各制度概要 ②

施策	就学支援金	納付金軽減	奨学給付金
申請時期	①入学時 ②毎年6月(2, 3年生時も同じ)	毎年6月～1月 (年3回の申請機会あり)	毎年7月1日～8月31日
申請方法	①マイナンバー提出 ②課税証明書等提出※ 1年生は入学時にマイナンバー提出と併せて提出 (県の正式決定までの間、学校の仮決定を希望する場合) ③生活保護受給世帯は、生活保護受給証明書の提出が必須	①保護受給証明書 ②源泉徴収票、課税証明書、児童扶養手当証明書、就学援助認定書、福祉施設への入所を証明する書類、その他	①生活保護世帯 7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる証明書 ②非課税世帯 非課税証明書 ③通帳(写) 保険証(写)(必要な者のみ)
支給方法	学校が代理受領(授業料と相殺)	学校が代理受領(授業料と相殺)	保護者に支給(12月以降)
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> ※保護者には直接支給されません。 </div>			
提出先(担当)	第一薬科大学付属高校 ・担当:野口 (一高、薬付分を一括担当)	福岡第一高校 ・担当:野田 第一薬科大学付属高校 ・担当:永盛	福岡第一高校 ・担当:野田 第一薬科大学付属高校 ・担当:野口

就学支援金の申請時期等

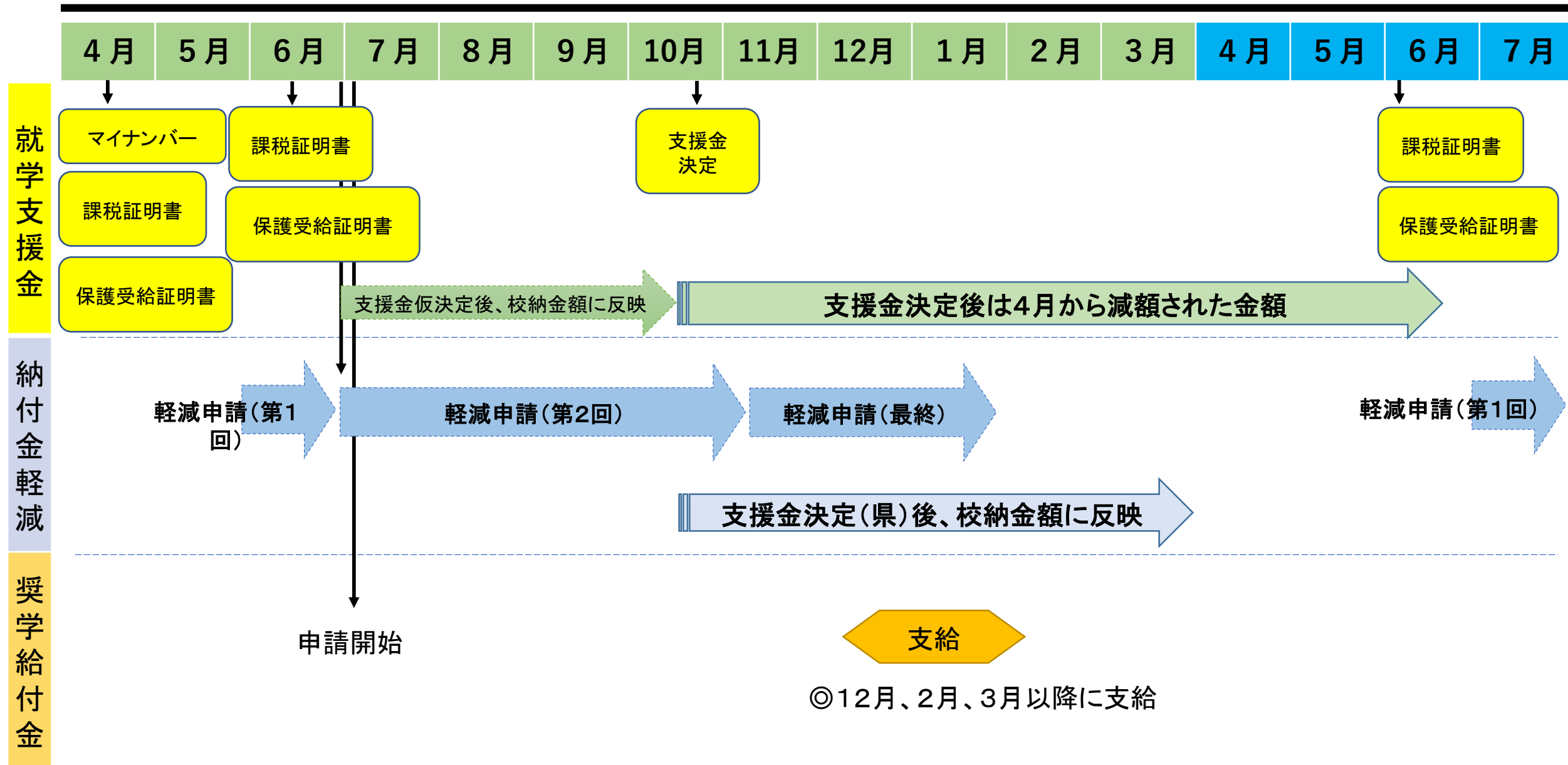


【仮決定】

就学支援金支給額は、マイナンバーを基に県が審査し、10月頃に決定する見込みです。このため、7月から同決定までの間は校納金が正規の金額となるため、学校に課税証明書を提出することにより、国の決定を待たずに仮決定するものです。

※書類の未提出又は不備等により、国への申請が遅れた場合は、適用期間が短くなりますのでご注意ください。

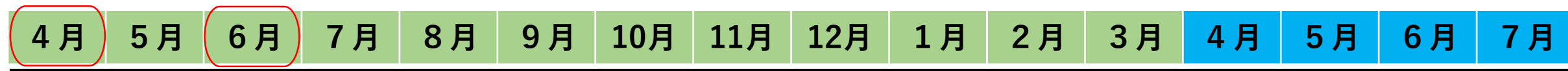
就学支援金・納付金軽減・奨学給付金の申請時期等



©12月、2月、3月以降に支給

就学支援金の申請について（生活保護世帯以外の方）

- ◆入学時にマイナンバーを提出することにより、在学期間中は、以後の申請は不要です。
ただし、下表のとおり、県の決定(10月頃)までは、支援金適用前の正規の金額での校納金納付が必要です。
- ◆学校施策として、①入学時 及び ②毎年6月に、対象期間に係る課税証明書を提出していただくことにより、県の正式決定までの間、**仮決定**として支援金支給額を差し引いた金額で、納付していただきます。



学校仮決定期間

支援金決定後は4月から減額された金額

決定

●マイナンバー提出
課税証明書等提出
仮決定(1回目)のため

課税証明書等提出
仮決定(2回目)のため

◎上記適用期間の支援金支給額は前年度課税額により決定され、その適用期間は、毎年度7月～翌年6月までです。

就学支援金の申請について（生活保護世帯の方）

◆生活保護世帯の方は、①入学時 及び ②毎年6月に、対象期間に係る生活保護受給証明書の提出が必要です。

ただし、下表のとおり、県の決定（10月頃）までは、支援金適用前の正規の金額での校納金納付が必要です。

◆学校施策として、①入学時 及び ②毎年6月に、上記の提出書類を基に、県の正式決定までの間、**仮決定**として支援金

支給額を差し引いた金額で、納付していただきます。



学校仮決定期間

決定

支援金決定後は4月から減額された金額

（1回目）
生活保護受給証明書提出

（2回目）
生活保護受給証明書提出

◎上記適用期間の支援金支給額は前年度課税額により決定され、その適用期間は、毎年度7月～翌年6月までです。

就学支援金仮決定（6月）のために必要な提出書類

該当区分		提出書類 ※必須	仮認定を希望する者
マイナンバー	提出済の方	①高等学校等就学支援金・確認書（緑の用紙）	令和3年度課税証明書 （全保護者分）
	未提出の方	①高等学校等就学支援金・確認書（緑の用紙） ②個人番号カード（写）等貼付台紙（黄色） ・個人番号記載の住民票添付可	令和3年度課税証明書 （全保護者分）
生活保護世帯	マイナンバー提出は不要	①高等学校等就学支援金収入状況届（ピンクの用紙） ②令和3年度生活保護受給証明書	同左

福岡第一高等学校

学校長 殿

高等学校等就学支援金・確認書

- 親権者等の課税標準額及び市区町村民民税の調整控除からの計算額が基準額を超え、又は他の理由により7月からの申請は致しません。
- 引き続き就学支援金の支給を受けるため、7月からの確認を届け出ます。
(上記の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

学年・組・番号	普通系・工業系	学年	組	番
ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

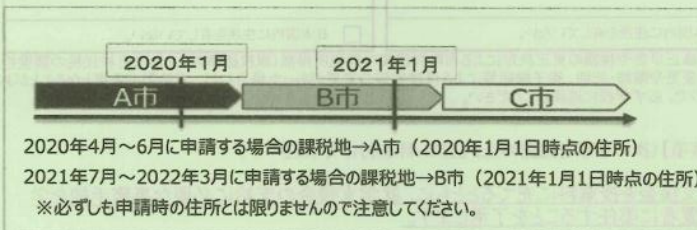
生徒の生年月日	平成 年 月 日
生徒の住所	〒 都道 市区 府県 町村
保護者連絡先	

※ 申請しない方は、以降記入の必要はありません。

1.【確認事項】該当する項目の□に✓印を付けてください。

- ① 個人番号カードの写し等を提出している保護者等に変更はありますか。
(両親の再婚・離婚、生徒が成年に達した等) 変更なし 変更あり
- ② 個人番号カードの写し等を提出している保護者について、2020年1月1日時点と2021年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は同じですか。
 同じ 同じではない

補足：課税地の例 (A市からB市、C市へ引越ししている場合)



【2. 保護者等の変更について】 ※1①で「変更あり」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。

なお、個人番号カードの写し等を提出していない保護者等は、個人番号カード等貼付台紙により提出してください。

No.	保護者等の氏名	変更
1		保護者等になった ・ 保護者等にあらなくなった
2		保護者等になった ・ 保護者等にあらなくなった

【3. 仮認定を受けるので課税証明書を添付します。】

仮認定を受けない場合は、(2)⑦に✓印を付けてください。

(1) 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① 親権者(両親)2名分 (扶養の有無に関係なく両親が必要です。)

② 親権者1名分
 ①親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがない場合
 ②離婚、死別等により親権者が1人の場合、
 ③親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合等
 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

③ 未成年後見人□名分
 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

④ 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分
 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人
 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

⑦ 仮認定を受けないので添付しません。 ※前年と課税地が異なる場合は、必ず保護者名と課税地を記入してください。

保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥)にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名		生徒との続柄	氏名		生徒との続柄
(ふりがな)			(ふりがな)		
生年月日	年 月 日		生年月日	年 月 日	

上記保護者等のその年の1月1日現在の市区町村までの住所(日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。)

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【4. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 令和 年 月 日(学校において記入。)

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

学年・組・番号	普通系・工業系	学年	組	番
ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号			
生徒が在学する学校の名称	福岡第一高等学校		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
 ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
 ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名	令和 年 月 日 ～	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名	年 月 日 ～	学校の種類・課程・学科
	立	(うち支給停止期間等) ～ 年 月 日	

個人番号カード（写）等貼付台紙

高等学校等就学支援金認定申請のため、保護者等の個人番号を 名分提出します。

個人番号カードの写し等を貼り付けた上で、太枠の箇所（個人番号提出人数、個人番号、氏名、生年月日）を手書きで記載してください。保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	福岡第一高等学校
	種類・課程・学科等	高等学校(全日制)
生徒	ログインID	
	ふりがな	
	氏名	
	学年・クラス・出席番号等	

確認	<input type="checkbox"/> 有	DV・虐待等の被害を受けて避難しているかどうかの該当の有無を記入してください。 ※記入していただいた情報は、マイナンバー制度において、上記情報を秘匿する措置を取るためのみに使用します。
	<input type="checkbox"/> 無	

保護者等	個人番号	<p>保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄</p> <p>≪通知カードは原則として使用できません。≫ ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <p>個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。</p>
	氏名	
	生年月日	
	昭和 _____年____月____日 平成	

保護者等	個人番号	<p>保護者等の 個人番号カード（裏面） 写し貼付欄</p> <p>≪通知カードは原則として使用できません。≫ ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> <p>個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。</p>
	氏名	
	生年月日	
	昭和 _____年____月____日 平成	

備考

注) ①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。
②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※学校受付日 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。